

14 名簿作成・名簿記載通知～裁判所から通知が届く～

IV 裁判員の選任手続の具体的イメージ編

この章では、Ⅲ章で登場した A さんが裁判員に選ばれるまでのプロセスを通じて、裁判員の選任手続について、具体的に説明しています。裁判所では、国民の皆さんの負担を少しでも小さくするための運用を行っているところですが、A さんの体験を通じて、その一端をご理解いただければと思います。

この章では、ストーリー、そのストーリーに沿った解説のほか、【Q&A コーナー】を設けて、解説部分をより詳しく説明していますので、あわせてお読みください。

ストーリー

車の販売店に勤め、経理の仕事を担当している A さん。11月のある日、自宅に帰ると、裁判所から一通の封筒が届いていました。封筒を開けてみると、A さんが裁判員候補者名簿に記載されたことを知らせる通知、パンフレット、アンケート用紙のようなものが入っていました。

この通知は、翌年1年間にわたり、裁判員に選ばれる可能性があることを知らせる文書でした。

解説

裁判員候補者名簿の作成

毎年の秋ころ、衆議院議員選挙の選挙人名簿に記載された方の中から、くじで翌年1年分の裁判員候補者が選ばれ、その名簿が作られます。

裁判員候補者名簿に載った人への通知

裁判員候補者名簿に載った人には、11月ころに、名簿に記載されたことの通知（名簿記載通知）が届きます。

この通知を受け取った人も、この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所に来ていただく必要はありません。この通知は、翌年、裁判員を選任するための手続を行う期日に裁判所に来てい

ただくためのお知らせが届く可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしてもらうために送られるものです。



【選任手続の流れ】

前年の秋ころ

名簿の作成

- ・地方裁判所ごとに、管内の市区町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作成

前年の11月ころ

候補者への通知・調査票の送付

- ・裁判員候補者名簿に記載されたことの通知
- ・就職禁止事由や客観的な辞退事由に該当しているかどうかなどを尋ねる調査票を送付

事件ごとに名簿の中からくじによる選定

- ・事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、くじにより裁判員候補者を選定

(原則として) 6週間前まで

選任手続期日のお知らせ・質問票の送付

- ・くじで選ばれた裁判員候補者に選任手続期日のお知らせを送付
- ・辞退事由の有無などを確認するための質問票を送付

当日

選任手続

- ・選任手続の当日、裁判長から裁判員候補者に対し、辞退希望の有無・理由、不公平な裁判をするおそれの有無などについて質問

6人の裁判員を選任

- ・最終的に裁判員6人を選任(必要な場合は補充裁判員も選任)

Q&A コーナー

Q 裁判員候補者名簿に登録された人数は、全国で何人程度なのですか？

A 裁判員候補者名簿に登録された人数は、翌年に予想される裁判員裁判対象事件の数などによって毎年変動しますが、令和5年の名簿に登録された人数は、約21万3,700人です。

Q 裁判員候補者名簿に登録されると、翌年1年間は、何度も裁判員候補者に選ばれるのですか？

A 裁判員候補者名簿に登録された後、具体的な事件の裁判員候補者に選ばれて裁判所に行った人は、その年の間は、再び別の事件の裁判員候補者に選ばれることはありません。

ただし、辞退が認められた人は、再び別

の事件の裁判員候補者に選ばれる可能性があります。

Q 11月ごろに名簿記載通知が届かなかったのに、翌年に裁判員候補者に選ばれることはありますか？

A 裁判員候補者名簿に登録されず、通知が届かなかった人は、原則として翌年1年間は、具体的な事件の裁判員候補者としてお越しいただくことはありません。

ごく例外的に、最初の裁判員候補者名簿に登録された人だけでは具体的な事件に選ばれべき裁判員候補者が足りなくなった場合には追加の裁判員候補者名簿が作成されることがあり、その名簿に登録されることはあり得ます。この場合でも、裁判所から事前に名簿記載通知が送付されます。



裁判所から届いた通知を眺める裁判員候補者（広報用映画「裁判員」より）

15 調査票 ～調査票を返送する～



ストーリー

封筒の中にあつたアンケート用紙のようなものは、「調査票」という表題がついていました。

Aさんは、経理の仕事をしているので、決算期は大変忙しくなります。そこで、辞退を希望する月として2月と3月を選択し、その具体的な理由として、「決算期のため多忙である」と記入して、調査票を返送しました。

解説

調査票

裁判員候補者名簿に登録された人には、名簿記載通知とともに、裁判員になれない事情などを尋ねるための調査票が送られます。

調査票で尋ねる事項は、左表にある①から③のような内容です。

◆ 選任手続期日のお知らせが送られないことも ◆

このうち、①の裁判員になれない職業に就いている人、②の70歳以上の人や学生などで、翌年1年間辞退を希望するとした人には、その間裁判所から選任手続期日のお知らせは送られず、裁判所に来ていただくことはありません。

また、③の特定の月の大半にわたって裁判員となることが困難であるとする理由が辞退事由に当たると認められた場合には、その特定の月に審理が行われる裁判員対象事件については、裁判所から選任手続期日のお知らせは送られず、裁判所に来ていただくことはありません。なお、裁判員になることが特に困難な月として挙げることができるのは2か月までです。

具体例としては、Aさんのように、ある月が決算期を控えて多忙であるとか、農業に従事している人であれば、ある月が農繁期に当たるといった事情が挙げられます。

調査票で尋ねること

- ① 就職禁止事由への該当の有無
(例：自衛官、警察職員など)
- ② 1年を通じた辞退希望の有無・理由
(例：70歳以上、学生又は生徒、過去5年以内における裁判員経験者、重い病気など)
- ③ 月の大半にわたって裁判員となることが特に困難な特定の月がある場合、その特定の月における辞退希望の有無・理由
(例：株主総会の開催月、農産物の収穫・出荷時期など)

※これらの事情に該当しない場合には、調査票を返送する必要はありません。

※調査票によって辞退を希望しなかったとしても、その後、具体的な事件の裁判員候補者に選ばれた場合には、質問票等により辞退の申立てをすることが可能です。

具体例

ここで、Aさん以外の人々の例も見てみましょう。

Hさんの場合

Hさんは75歳。



調査票の「70歳以上である」を選択して、裁判所に返送しました。

70歳以上であれば辞退事由に該当しますから、Hさんは翌年1年間、裁判所から選任手続期日のお知らせが送られてくることはありませんでした。

Jさんの場合

Jさんは21歳の大学生。



学生であれば裁判員を辞退できることは分かっていたと思いますが、裁判員を是非やってみたいと思い、1年を通じた辞退の申立てはしないこととして、調査票を返送しませんでした。

翌年、具体的な事件で裁判員候補者に選ばれたJさんには、選任手続期日のお知らせが届きました。

Q&A コーナー

Q 調査票で尋ねられる内容と、質問票で尋ねられる内容に違いがあるのはなぜですか？

A 調査票と質問票は、裁判員に選ばれることがない人がわざわざ裁判員候補者として裁判所に来なくてもよいように、その事情を早期に把握しておくためのものです。



調査票が送付される段階では、まだ具体的な事件の裁判の日程も決まっていないので、具体的な事件や日程に関わりのない事情を尋ねます。そこで、解説にもあるとおり、法律上裁判員になることができない事情や、裁判の日程に関わりのない辞退事由などを尋ねることにしています。



一方、質問票は、具体的な事件が起訴された後、選任手続期日のお知らせとともに送付されます。その時点では、裁判の日程が決まっていますので、その日程を前提とした辞退事由などを尋ねます（質問票で尋ねる具体的な事情は、⑰「質問票」（41ページ）参照）。

Q 調査票にうそを書いたら、処罰されるのですか？

A 質問票にうそを書いた場合については罰則が定められています。これに対し、調査票にうそを書いても処罰されることはありません。

しかし、調査票は、無用に裁判所に来ていただくなくても済むようにするためのものですから、書くべき事情のある方は、正確にご記入の上、返送してください。

Q 辞退事由を裏付ける資料は必要ですか？

A 調査票で辞退の申立てをされる場合、それを裏付ける資料も送付してもらえれば、よりの確な判断を行うことができます。

ただし、資料を用意すること自体も負担となりますので、すでに手元にあるものなど、容易に準備できるもので十分です。資料の例としては、学生であることを理由に辞退を申し立てる場合の学生証のコピーなどが考えられます。

コラム 辞退の申立てに対する判断について

裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民の皆さんに参加していただくことが前提です。そのため、裁判員になることは、国民の義務とされています。他方で、国民の多くの方にとって、裁判員に選ばれ、その職務を務めることが社会生活上一定の負担になることは否定できません。そこで、裁判員の選任手続における辞退の申立てについては、広く国民の皆さんに参加していただくという裁判員制度の趣旨と、皆さんの負担とのバランスを図りつつ、社会経済生活の実情に沿って適切かつ柔軟に判断する必要があると考えています。その判断の時期についても、裁判員に選ばれることのない方に、裁判員候補者として裁判所にお越しいただくことがないように、本文で解説した調査票を活用するなどして、早めにご事情を伺い、

できる限り前倒しで判断することが必要であると考えています。

このような判断の参考となるような資料を充実させるため、最高裁判所では、全国規模で国民の社会経済生活の実情に関する調査（グループインタビュー）を実施し、業種、職種、地域、ライフスタイル等に応じ、裁判員制度に参加するに当たっての障害となる事情にどのようなものがあるのかについて、情報を収集・分析しました。また、各地の裁判所においても、企業や団体への訪問や各種説明会等の機会を通じ、直接国民の皆さんのご事情を伺いました。

こうした取組を活かし、辞退申立てに対する判断が社会経済生活に即した適切かつ柔軟なものになるよう、運用しています。

16 選任手続期日のお知らせ～裁判の日程が分かる～



ストーリー

3月5日、Aさんのもとに再び裁判所からの封筒が届きました。封筒の中には、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」が入っています。読んでみると、4月19日に裁判所に行かなければならないこと、選任手続で裁判員に選ばれたら、裁判員として裁判に参加することになることが記載されていました。



Aさんは、翌日、具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたことを上司に話しました。上司からは、幸い決算期ではないし、Aさんの仕事は他の従業員でカバーできるから、もし裁判員に選ばれたらしっかりと務めてくるようにと言われました。そして、同僚にAさんの仕事を分担してもらう手はずが整ったので、休暇を取る手続を行いました。

解説

選任手続期日のお知らせ

裁判所は、裁判員裁判の対象となる事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者を選びます。ここで選ばれた人には、裁判員を選任する手続のために裁判所に来ていただくためのお知らせを送ります。

このお知らせには、選任手続期日のほか、裁判員として仕事をしていただく日が具体的に記載されます。

このお知らせは、原則として、選任手続期日の6週間前までに送ることになっています。

ショートコラム 「呼出状」って？

選任手続期日をお知らせする書面は、法律上「呼出状」と規定されています。ストーリーで紹介したとおり、この書面には「裁判員等選任手続期日のお知らせ」という分かりやすい表題を付けますが、あわせて、裁判員法に規定する「呼出状」に該当する書面である旨を【注意事項】欄に付記しています。

法律では、「呼出状」を送って裁判員候補者を選任手続期日に呼び出すこととされています。また、呼出しを受けたのに正当な理由なしに裁判所に来ない場合には、罰則が科されることもあります。「呼出状」は、このような法律上の効果を発生させる書面ですので、裁判員法が定める「呼出状」であることを明確にしておく必要があります。



なお、「呼出し」とは、裁判所に特定の日時に来てほしいという裁判所からの意思表示を表す法律用語です。「呼出し」や「呼出状」という用語は、民事訴訟の当事者や証人に対する呼出しなど、他の法律にも多く規定されています。

Q&A コーナー

Q 選任手続期日のお知らせは、どのくらいの人数に届くのですか？

A 裁判の日数が5日以内の事件では、1件あたり平均約70人の裁判員候補者にお知らせをお送りしています。その一方で多くの公判期日を要する事件では、辞退の申立ても多くなることが予想されるため、より多くの裁判員候補者を選ばなければならないこととなります。もっとも、このうち、調査票の記載から裁判員になれないことや辞退が認められることが明らかな人には、選任手続期日のお知らせは送られません。
 なお、質問票（41ページ参照）の記載によって辞退が認められ、裁判所に来ないで

済む人もいますので、実際に裁判所に来る人は、通常、お知らせが届いた人より少なくなります。

Q 裁判員候補者に選ばれたことを、上司、同僚や家族に話してもよいのですか？

A 法律上、裁判員候補者に選ばれたことを公にしてはならないとされています。ただし、ここでいう「公に」とは、例えばインターネットで公表するようなことを指しますので、上司、同僚や家族に裁判員候補者に選ばれたことを話すのは何ら問題ありません。

〒〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 〇〇 〇〇 様



00000-00001

令和 年 月 日

〇〇地方裁判所 第〇刑事部
 裁判所書記官 〇 〇 〇

裁判員等選任手続期日のお知らせ

当裁判所で審理を行う刑事事件（令和 年(わ)第 号）について、裁判員（及び補充裁判員）を選任する手続を行いますので、
令和 年 月 日()午前 時 分に
当裁判所までお越しください。
 なお、あなたが裁判員（又は補充裁判員）に選任された場合には、令和 年 月 日()から令和 年 月 日()までの間のうち、公判などの手続が予定されている次の全ての日に、裁判員（又は補充裁判員）として参加していただくことになります。
 令和 年 月 日() 令和 年 月 日() 令和 年 月 日()
 令和 年 月 日() 令和 年 月 日()

※ 選任する手続についての宿泊料支給の有無 前日：無 当日：無

【注意事項】

- 現時点では、まだ個々の事件の裁判員（又は補充裁判員）に選任されたわけではありません。
- 裁判所にお越しの際は、この書面と認め印をお持ちください。
- この「お知らせ」は裁判員の参加する刑事裁判に関する法律27条2項に規定する「呼出状」に該当する書面です。正当な理由がなく、この「お知らせ」に記載の日時に裁判所にお越しにならないときは、同法112条により過料に処せられることがあります。
- 辞退の希望などあらかじめ裁判所に伝えたい事項は、同封の質問票に記載してください。

※ 裁判所にお越しになったことの証明を希望される場合は、お帰りの際、係員にこの書面を示して、右側の欄(一)に証明印を受けてください。

〇〇 〇〇 様

あなたが、令和 年 月 日に当裁判所に来庁されたことを証明いたします。
 〇〇地方裁判所

コラム

裁判員裁判に参加するための休暇について

従業員が裁判員を務めるために必要な休暇を取るとは、法律(労働基準法7条)で認められています。また、裁判員を務めるために仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは法律で禁止されています。

ただし、このような法律上の定めがあっても、裁判員裁判に参加するために休暇を取りやすい職場環境でなければ従業員が参加をためらってしまうこともあるでしょう。国民の良識を裁判の内容や手続に反映させるといふ裁判員制度の趣旨からすれば、社会の広い範囲から参加していただく必要があります。そのためには、会社や団体などでは、その従業員などが裁判に参加しやすい環境を整えてもらうことが極めて重要です。そして、従業員の経済的な負担感を考えると、裁判員などになる場合の特別な有給休暇制度を導入してもらうことが最も効果的であると考えられます。

裁判所をはじめとする法曹三者は、企業経営者の皆さんに、そのような有給休暇制度の導入をはじめとする環境の整備をお願いしているところです。

裁判員の選任手続の
 具体的イメージ編

17 質問票～質問票を返送する～



ストーリー

選任手続期日のお知らせが入った封筒には、質問票が同封されていました。

Aさんは、仕事の調整がついたことから、質問票に辞退を希望しない旨を記載し、返送しました。

解説

質問票

具体的な事件の裁判員候補者には、選任手続期日のお知らせとともに、質問票が送られます。

質問票で尋ねる事項は左表のとおりです。

質問票に記載された内容から、辞退事由に当たることが明らかになれば、裁判所は、選任手続のためにわざわざ裁判所まで来ていただくなくてもいいようにします。その際には、文書や電話でお越しいただく必要がなくなった旨を改めてご連絡します。

なお、質問票にうそを書き、これを裁判所に提出した場合には、50万円以下の罰金に処されることがあります。

質問票で尋ねること

質問票では、調査票（37ページ参照）でお尋ねする客観的な辞退事由（70歳以上、学生など）などのほか、辞退に関し、次の①から⑪のような事情の有無及びこれらを理由に辞退を希望するかどうかを尋ねます。

- ① 重い疾病又は傷害により裁判所に行くことが困難である
- ② 同居の親族を介護・養育する必要がある
- ③ 事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある
- ④ 親族の結婚式への出席など社会生活上の重要な用務がある
- ⑤ 重大な災害で被害を受け、生活再建のための用務がある
- ⑥ 妊娠中又は出産の日から8週間を経過していない
- ⑦ 同居していない親族又は親族以外の同居人を介護・養育する必要がある
- ⑧ 親族又は同居人が重い病気・けがの治療を受けるための入通院等に付き添う必要がある
- ⑨ 妻・娘が出産する場合の入退院への付き添い、出産への立ち会いの必要がある
- ⑩ 住所・居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり、裁判所に行くことが困難である
- ⑪ その他、裁判員の職務を行うこと等により、本人又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずる

Q&A コーナー

Q 質問票で辞退を申し立てる場合、辞退事由を裏付ける資料は必要ですか？

A 調査票に関するQ&A（38ページ）でお答えしたのと同様、質問票で辞退の申立てをされる場合も、それを裏付ける資料をあわせて送付してもらえれば、よりの確な判断を行うことが可能になります。

辞退の申立ての判断に当たって、どのような場合に、どのような資料が必要かについては、事件を担当する裁判所が個別に判断することになりますが、その場合でも、できる限り裁判員候補者の負担が少なくなるような配慮をしたいと考えています。

具体例 ここで、Aさん以外の人の例も見てみましょう。

Kさんの場合 Kさんは、寝たきりの夫と二人暮らしです。



Kさんには夫の介護を代わってもらう人がいないので辞退を希望することにしました。そこで、質問票には、寝たきりの夫を常に介護しており、裁判には参加することができないといった事情を記載しました。そして、夫の要介護状態の区分の記載のある介護保険証のコピーを同封して、質問票を返送しました。

しばらくして、Kさんのもとに、裁判所からお越しいただく必要がなくなった旨の通知が送られてきました。

Lさんの場合 Lさんは会社役員。選任手続期日当日には、仕事上の重要な交渉のため、海外出張が入っていました。



Lさんは、役員である自分に代わって、取引先との重要な交渉をする人がいないので辞退を希望することにしました。そこで、質問票には、海外出張が入っていること、重要な交渉のため役員である自分が自ら出張しなければならないといった事情を記載しました。そして、その資料として、航空券の領収書のコピーを同封して、質問票を返送しました。

Lさんのもとにも、裁判所からお越しいただく必要がなくなった旨の通知が送られてきました。

Mさんの場合 Mさんは、自宅マンションでネイルアートのお店を1人で開いています。



質問票には、「仕事が忙しいから辞退を希望する」とだけ記載しましたが、それだけでは辞退が認められず、お越しいただく必要がなくなった旨の通知は送られてきませんでした。

コラム 介護や育児を担っている人のための環境整備

具体例でも紹介したとおり、家族を介護する必要がある場合には辞退が認められます。育児の必要がある場合も同様です。

一方、家族の介護や育児の必要がある人であっても、辞退を申し立てず、裁判員候補者あるいは裁判員として裁判所に来られる場合には、既存の介護サービス(介

護保険制度や障害者自立支援制度に基づくサービス)や保育サービス(各市区町村が実施する一時保育など)を利用することができます。例えば、お子さんを保育施設に預ける必要がある人は、裁判所の周辺にある保育所にお子さんを預けて、裁判員裁判に参加することができます。



18 選任手続期日～裁判所に行く～

《選任手続の流れ》

名簿作成

名簿記載通知
調査票選任手続期日
のお知らせ
質問票選任手続期日
裁判員の選任

公判手続

ストーリー

Aさんは、選任手続期日当日、指定された午前9時30分に裁判所に到着しました。裁判員候補者待機室に案内され、そこでしばらく待っていると、裁判所の職員が説明を始まりました。

今回の事件の被告人の名前のほか、事件の概要なども説明されました。次に、その事件や被告人と特別な関係があるかなどを尋ねる質問票を渡されましたが、Aさんにはそのような事情はなかったので、その旨を記入して提出しました。

その後、Aさんは、裁判長から質問を受けるために質問手続室に呼ばれました。事前の質問票、当日用質問票に特に記載がないが、それで間違いがないかについて確認を受けた後、仕事の都合がつかどうかを聞かれました。Aさんは、仕事の都合はつけてきたと答えました。

解説

選任手続期日

「選任手続期日のお知らせ」を受け取った裁判員候補者には、これに記載された選任手続期日の当日に、裁判所に来てもらうことになります。

◆◆ 事件についての説明 ◆◆

選任手続期日では、まず、裁判員候補者待機室で、担当の裁判所職員が、被告人の名前、事件の概要、罪名などを説明します。裁判員候補者は、この時点ではじめて事件の概要などを知ることになります。

◆◆ 当日用質問票では ◆◆

次に、当日用の質問票で、例えば、①その事件に特別な関係があるか、②事件に関する情報を報道などによって既に得ているか、③自分や近親者が同じような事件の被害にあったことがあるなどの事情があり、そのために公平な判断をすることが困難かを尋ねます。これらの質問は、事件に関連する不適格事由に該当するかどうか、不公平な裁判をするおそれに関する不適格事由に該当するかどうかを把握するために尋ねるものです（不適格事由については、下表参照）。

質問票（当日用）

【すべての質問について、全員が回答してください。】

問1 あなたは、被告人又は被害者と関係があったり、事件の捜査に関与するなど、この事件と特別な関係がありますか。

ある ない

ある場合は、具体的にお書きください。

()

問2 今回の事件のことを報道などを通じて知っていますか。

知らない ある程度知っている くわしく知っている

問3 あなた又は家族などの身近な人が今回の事件と同じような犯罪の被害にあったことがあるなどの特別な事情があって、そのために公平な判断をすることが困難であるとお考えですか。

はい いいえ

令和〇〇年〇〇月〇〇日

お名前（署名） _____ 印

事件に関連する不適格事由

- その事件の被告人又は被害者
- 被告人又は被害者の親族又は親族であった者
- 被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人等
- 被告人又は被害者の同居人又は被用者
- 事件について告発等をした者
- 事件について証人又は鑑定人になった者
- 事件について検察官又は警察官として職務を行った者など

不公平な裁判をするおそれに関する不適格事由

- 裁判所が、不公平な裁判をするおそれがあると認めた者

◆◆ 裁判長からの質問では ◆◆

裁判員候補者は、当日用質問票に記入した後、順次、質問手続室において、裁判長から質問を受けます（質問手続といえます。）。裁判長は、事前の質問票と、当日用質問票を読み、それらを参考にしながら質問をしていきます。調査票や事前の質問票に記載した事情だけでは辞退事由があると認められなかった人も、その時点での具体的な事情を改めて話すことができます。その事情次第

では辞退が認められる場合があります。このほか、裁判長からは、不公平な裁判をするおそれがないかを確認するための質問がされることもあります。

なお、質問手続には、裁判官3人と書記官のほか、検察官と弁護人が立ち会います。裁判員候補者のプライバシーを保護するため、非公開で行い、第三者が傍聴することはありません。

具体例

ここで、事前の質問票の記載では呼出しを取り消されなかった、先ほどのMさんについて、質問手続でどのようなやりとりがされるのか見てみましょう。

－ Mさんが質問手続室に入室し、着席－



裁判長

まず確認しますが、事前に送っていただいた質問票と、本日記入してもらった質問票、いずれも記載した事項に間違いなどはありますか。



Mさん

はい、間違いありません。



裁判長

事前の質問票では、忙しいとのことで辞退の申立てをされていますが、もう少し具体的に説明してもらえますか。



Mさん

どう書いたらいいのかよく分からなくて…。実は、私、小さいですが、ネイルアートのお店を1人でやっています。完全予約制で、毎日5、6



裁判長

お1人でお店をされているということだと、代わりの人をお願いするというのは難しいのでしょうか。



Mさん

はい。代わりの人はいません。お客さんに予約をしていただいている以上、お店を休みにするわけにもいきませんし。



裁判長

分かりました。では以上で終わりです。お疲れ様でした。

－ Mさんが退室－

この結果、Mさんは辞退が認められ、午前中のうちにお店に戻ることができました。

コラム 質問手続の目的と質問の内容

裁判長の質問は、裁判員候補者の人柄や能力、法律の知識などを判断するために行うものではありません。辞退希望の有無や不公平な裁判をするおそれの有無などを判断するために行われるもので、質問もそれらの判断に必要な最小限のもので、時間も長くはかかりません。

コラム 質問手続の方式

辞退希望に関する事項など、裁判員候補者のプライバシーにわたる事情を尋ねる場合には、候補者ごとに個別に質問手続を行います。質問票の記載から一人一人くわしい事情を尋ねる必要がないと判断される候補者については、複数の候補者に一括して質問を行う場合もあります（もちろん、希望があれば、一人ずつ個別に事情を伺います。）。いずれにしても、質問手続は、候補者のプライバシーや負担に十分に配慮しながら行います。

19 裁判員の選任 ～くじで裁判員が選ばれる～



ストーリー

Aさんは、質問手続を終えてから、再び裁判員候補者待機室に戻り、裁判員候補者全員の質問手続が終わるまで待機しました。裁判員候補者全員に対する質問手続が終わった後、裁判所の職員から、Aさんを含む6人の候補者が裁判員に選ばれたことが告げられました。

Aさんは、早速職場に電話をかけ、裁判員となったので、予定どおり休暇を取らせてもらおうと連絡しました。

解説

裁判員の選任

裁判員候補者全員に対する質問手続が終わった後、裁判所は、辞退を申し立てた裁判員候補者について辞退を認めるかどうか、また、事件に関連する不適格事由、不公平な裁判をするおそれに関する不適格事由に該当しないかどうかを判断しま

す。辞退を認める場合や不適格事由に該当すると判断する場合には、不選任決定（その裁判員候補者を裁判員としないことへの決定）を行います。



また、検察官及び弁護人は、裁判員候補者のうちそれぞれ原則として4人まで、理由を示さずに、不選任決定を請求することができます。裁判所は、この請求があった場合には、その裁判員候補者について必ず不選任決定をすることになります。

◆ ◆ ◆ 最後はくじで ◆ ◆ ◆

これらの手続の後、残った候補者が6人を超えている場合には、くじにより、裁判員6人が選ばれます（事件によっては、これに加えて補充裁判員が選ばれることがあります。）。



これら一連の手続は、多くの事件では半日で終了しています。裁判員に選ばれた人は、早ければ当日の午後か翌日以降に始まる公判に立ち会っていただくこととなります。公判期日は、多くの事件では連日開かれます。

一方、裁判員等に選ばれなかった人は、ここですべての手続が終了となります。

【選任された6人の裁判員】



裁判員A



裁判員B



裁判員C



裁判員D



裁判員E



裁判員F

ショートコラム 審理の日程の入れ方

審理の日程については、できるだけ連続して入れるか、間に審理を行わない日を入れるかという問題があります。



審理の日程は、公判前整理手続が終了し、裁判員候補者が裁判所に来ていただくための選任手続期日のお知らせを送る段階で決まります。裁判所としては、審理の予定や内容を考慮し、少しでも多くの裁判員候補者が参加しやすく、かつ、裁判員が審

理の内容を理解しやすくなるように審理日程を立てています。



事件の内容によりますので一概には言えませんが、審理日数が数日程度の事件であれば、連続して審理することが多く、審理日数が多い事件の場合は、週に3、4日程度ずつ、数週間に分けて審理を行うこともあるようです。



裁判員候補者待機室（静岡地方裁判所沼津支部）



評議室（津地方裁判所）

コラム 1人の被告人に対する複数の事件の審理について

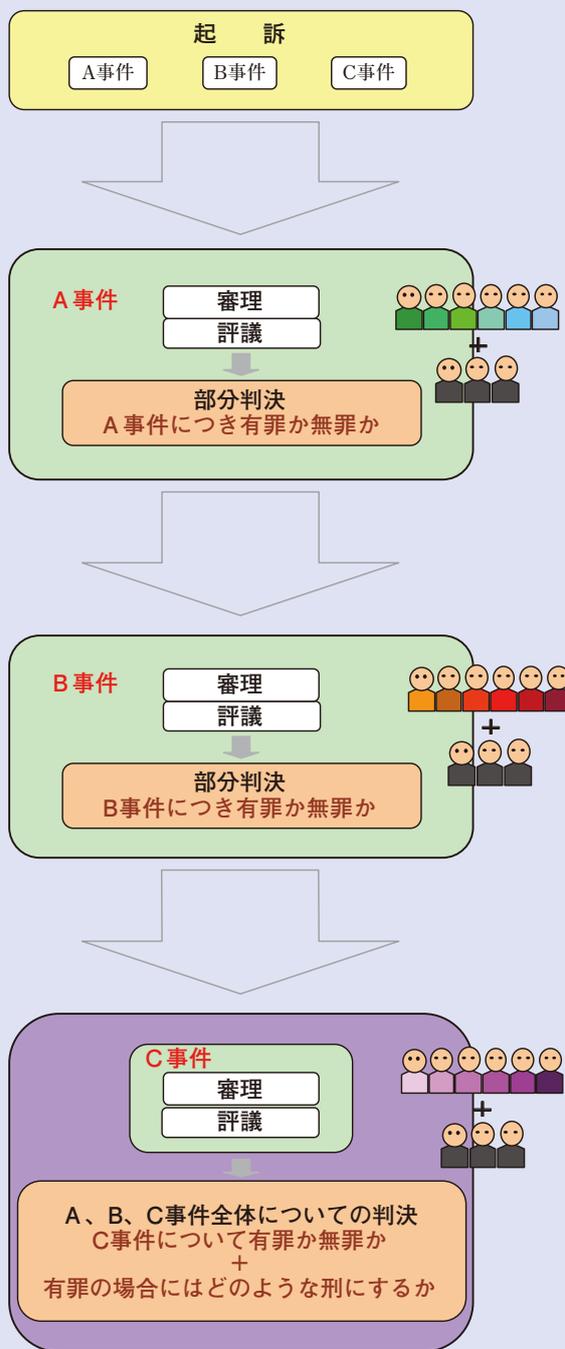
1人の被告人に対して複数の事件が起訴され、全ての事件を併せて審理した場合、事件の内容によっては、審理期間が長期化するなど、裁判員の方の負担が著しく大きくなることがあります。

そこで、このような場合の裁判員の負担を軽減するために、事件をいくつかに区分し、区分した事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理することができます(これを「区分審理制度」といいます)。その場合、最後に審理する事件を除き、区分した事件ごとに裁判員と裁判官で有罪・無罪のみを判断する判決を行い(この有罪・無罪を判断する判決を「部分判決」といいます)、この部分判決を踏まえた上で、最後に審理を行う裁判員と裁判官が、担当する事件の有罪・無罪の判断に加えて、有罪とされた事件全体についてどのような刑にするかを判断し、判決を言い渡すこととなります。

例えば、順に起訴されたA、B、Cの3つの事件を事件ごとに区分し、A事件とB事件を担当する2つのグループは、それぞれ有罪か無罪かの判断だけを行い、最後のC事件を担当するグループが、C事件の有罪か無罪かの判断とともに、最初のA、B2つの事件の審理結果を踏まえ、A、B、C事件全体について、量刑(有罪の場合、どのような刑にするか)を決めて判決を言い渡すこととなります。この場合、裁判官3人は区分したA、B、C3つの事件を継続して担当することとなります。

このような方法によれば、裁判員を務めていただく期間は通常の事件とさほど変わらないと思われます。

なお、このように、事件をいくつかに区分し、区分した事件ごとに審理を行う場合、後の事件の審理を担当する裁判員になる人を裁判員候補者の中からあらかじめ選んでおくことができます。このあらかじめ選ばれた人のことを選任予定裁判員といいます。





裁判員候補者待機室（大津地方裁判所）



質問手続室（高松地方裁判所）



裁判員裁判用法廷（さいたま地方裁判所）



評議室（鹿児島地方裁判所）